

国分寺市リサイクル協力店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創意工夫によりごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業所等を「国分寺市リサイクル協力店」（以下「リサイクル協力店」という。）として認定することにより、市民及び事業者に対してごみ減量・資源化に関する意識を啓発するとともに、市内における循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱によりリサイクル協力店の認定を受けることができる事業所等は、市内において引き続き1年以上営業している事業所等であって、別表に定める項目のうち3項目以上に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令及び条例の定めに違反して事業系廃棄物を処理する事業所等（過去2年の間でその事実があった事業所等を含む。）は、対象としない。

(申出及び認定)

第3条 リサイクル協力店の認定を受けようとする事業所等は、国分寺市リサイクル協力店認定申出書（様式第1号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、その内容を審査し、リサイクル協力店として認定するときは、国分寺市リサイクル協力店認定証（様式第2号）に表示板等を添えてその申出をした事業所等に交付するものとする。

3 前項の認定の有効期間は、認定した日の翌日から起算して2年間とする。

4 前3項の規定は、リサイクル協力店の認定の更新についても準用する。

(表示板の掲示)

第4条 前条の規定によりリサイクル協力店として認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）は、交付された表示板等を消費者の見

やすい場所に掲示しなければならない。

(認定事業所等の周知)

第5条 市長は、認定事業所等について、市報、ホームページ等によりその周知に努めなければならない。

(調査)

第6条 市長は、必要に応じて認定事業所等のごみ減量・資源化に関する活動を調査し、又は報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業所等が別表に規定する認定要件に適合しないと認められるとき又はごみ減量・資源化を進める事業所等として適切でない行為をしたときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、国分寺市リサイクル協力店認定取消通知書（様式第3号）により、その事業所等に対し通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行後、最初にリサイクル協力店を認定することに関して必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第2条，第7条関係）

認定要件表

	活動内容
1	レジ袋を無料で提供していない。
2	買物袋（マイバッグ）の持参を奨励している。
3	簡易包装をしている。
4	ごみ出しルールを守っている。
5	生鮮食品（青果・精肉・鮮魚）その他の商品のばら売りや量り売りをしている。
6	配達又は販売に附属する容器等を回収し，資源化又は再利用をしている。
7	紙パックを自主回収している。
8	食品トレイを自主回収している。
9	ペットボトル容器を自主回収している。
10	びん・かんを自主回収している。
11	エコマーク付商品その他のリサイクル商品を販売している。
12	包装紙，レシート，チラシ等に再生紙を利用している。
13	消費者にごみ減量・資源化の呼びかけをしている。
14	従業員を対象にごみ減量・資源化の教育を進めている。
15	上記に掲げるもののほかごみ減量・資源化に特に貢献していると市長が認める活動をしている。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

申出者 住所
氏名

国分寺市リサイクル協力店認定申出書

国分寺市におけるごみ減量・リサイクル活動の趣旨に賛同し、下記のとおり「国分寺市リサイクル協力店」として認定を受けたく申し出ます。

記

- 1 店舗名
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 担当者名
- 5 電話番号
- 6 該当要件

7 活動事項

様式第2号（第3条関係）

第 号

国分寺市リサイクル協力店

認 定 証

様

貴店を国分寺市リサイクル協力店として認定します。

（該当要件）

有効期間

年 月 日～ 年 月 日

国分寺市長

印

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

国分寺市長 印

国分寺市リサイクル協力店認定取消通知書

年 月 日付け 第 号による国分寺市リサイクル協力店の
認定を取り消します。つきましては、既に交付した認定証、表示板等を直ち
に返還してください。

記

取消理由

※ なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日
の翌日から起算して60日以内に、書面で市長に対し、異議申立てをする
ことができます。